

農畜水産物等の放射性物質検査計画の概要（神奈川県）

1 期間 第2四半期（平成25年7月～9月）

2 検査計画概要

| 分類 | 品目数 | 検査頻度 | 総検体数 | 検体採取 市町村数 (予定も含む) |
|--------------------|-----|------------------------------|-----------------|-------------------------|
| 出荷前もしくは出荷時に検査を行う食品 | | | | |
| 野菜類 | 11 | 1回/週 | 15 | 東部・西部 |
| 果実類 | 4 | 1回/週 | 7 | 東部・西部 |
| きのこ・山菜類 | 1 | しいたけ: 1回(8月) しいたけ: 3回(9月) | 8 | 4市町村 |
| 畜産物 | 2 | 牛肉: 全戸検査 豚肉: 1回/月 | 牛肉: 未定 豚肉: 3 | 東部・西部 |
| 野生鳥獣肉 | | | | |
| 乳 | 1 | 1回/週 | 10 | 東部・西部 |
| 穀類 | 2 | 1回/週 | 4 | 東部・西部 |
| 海産魚種 | 18 | 2回/月 | 18 | 東京湾、相模湾 |
| 内水面魚種 | 2 | 1回/9月 | 2 | 芦ノ湖 |
| その他(茶) | | | | |
| 小計 | 41 | | 67 | |
| 市場に流通している食品 | | | | |
| 生鮮品又は加工品 | 35 | 1回/週～2週 | 35 | / |
| 計 | 76 | | 102 | / |

【神奈川県】平成25年度の食品中の放射性物質検査計画

1 県内農林畜水産物の放射性物質の検査計画

| 区分 | 対象区域 | 対象品目 | 検査の頻度等 | 1回の検体数 | 検査実施機関 |
|-----|---|--------------------|----------------------|-------------|---------------------------------------|
| 農産物 | 東部・西部 (注1) | 野菜類 (県内の主要な農産物) | 1回/週 (東部及び西部) | 1~2 検体 | ・民間検査機関 (農業技術センターは緊急時対応) |
| | 東部・西部 (注1) | 穀類(米を除く) | 入庫時 | 1検体 | |
| | 茶を産出する市町村(注2) | 茶 | 各茶期毎 | 1検体 (注2) | |
| | 収穫時期前に決定(注3) | 米 | 入庫時 | 1検体 | |
| 林産物 | 平成24年4月以降の検査で基準値の1/2を超える放射性セシウムを検出した市町村 (注4) | しいたけ(原木) | 春と秋の発生期間の出荷前 | 3検体 | ・民間検査機関 ・衛生研究所 (農業技術センターは緊急時対応) |
| | 上記以外の地域 | しいたけ (原木・菌床) | 1回程度/月 (東部及び西部) | 1検体 | |
| | 東部・西部 (注1) | たけのこ | 発生期間の出荷前 (東部及び西部) | 1~2検体 | |
| 畜産物 | 東部・西部 (注1) | 原乳 | 1回/週 (東部又は西部) | 1検体 | ・衛生研究所 |
| | | 豚肉 | 1回/月 (東部又は西部) | 1検体 | ・食肉衛生検査所 |
| | | 牛肉 | 全戸検査 | 1検体 | |

| 区分 | 対象区域 | 対象品目 | 検査の頻度等 | 1回の検体数 | 検査実施機関 |
|-----|-------------|--|----------------------------------|--------|---------|
| 水産物 | 東京湾・相模湾（注5） | 魚介類 （海面：表層（マイワシ、カタクチイワシ、マサバ、ゴマサバ、ブリ等）中層（スズキ、アカカマス、タチウオ等） 底層（ヒラメ、マコガレイ、メバル、カサゴ等） 軟体類（ヤリイカ、スルメイカ、コウイカ、マナマコ等） 貝類（アサリ、サザエ、アワビ類等） | 2回/月 | 3～5検体 | ・民間検査機関 |
| | 相模川等（注6） | 魚介類 （内水面：ワカサギ、ヤマメ、アユ、ニジマス、ヒメマス、オオクチバス等） | アユ・ワカサギ 2回/年 その他魚種必要に応じて漁期に1回 | 1～2検体 | |
| | 東京湾・相模湾（注5） | 海藻 （ワカメ、ヒジキ、ノリ等） | 漁期に1回 | 1～2検体 | |

（注1） 県を東部・西部の2区域に分けて実施

東部：横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、寒川町（12市2町）

西部：相模原市、平塚市、小田原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、南足柄市、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村（7市11町1村）

（注2） 相模原市、小田原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、座間市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村の16市町村昨年度出荷のなかった真鶴町及び湯河原町の検体数は調整中

（注3） エリアの分割方法については検討中

（注4） 厚木市、湯河原町、清川村

（注5） 東京湾及び相模湾の魚種等を実施

東京湾（横浜市柴漁港等、東京湾岸の漁港で水揚げされたもの）

相模湾（横須賀市佐島漁港、小田原漁港等、相模湾岸の漁港で水揚げされたもの）

（注6） 相模川、酒匂川、早川、芦ノ湖等の漁業権が設定されている河川等の漁業権対象魚種を実施

野生鳥獣については、本県内で加工された食肉の流通がないことから、検査を実施しない。

2 平成25年度の県内に流通する加工食品等（県内産及び県外産）の検査計画

| 区 分 | 対象品目 | 検体数 | 検査実施機関 |
|-------|-------------------------|----------|--------|
| 加工食品等 | 食肉製品 清涼飲料水 調製粉乳 等 | 1 3 0 検体 | 衛生研究所 |

次の事項を踏まえ、検査する食品を選択する。

- (1) その食品又は主な原材料である食品の産地が国産であることが確認された食品であり、特に 17 都県（*）を産地とする、または、製造施設が所在する食品について検査を実施する。
- (2) 原因追求を可能とするため、加工度が低く、主原材料が単一である食品を中心に検査を実施する。
- (3) 対象施設の放射性物質に係る管理状況を確認して、食品中の放射性物質検査が必要であると判断される食品について検査を実施する。

* 17 都県：青森、岩手、秋田、山形、宮城、福島、群馬、栃木、茨城、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野、山梨、静岡